

広島県告示第二百十六号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	三原市古浜一丁目二二―一 磯合 辰夫	三原市	三原市漁業協 同組合
三原市旭町二丁目三二―四 藤井 孝一	三原市	三原市漁業協 同組合	平成二五年 三月一四日 ～平成二五 年三月二八 日	三原市漁業 協同組合	三原市旭町二丁目三二―一 八	三原市	三原市漁業協 同組合
三原市旭町二丁目三二―五 古井 勝義							